向日市告示第29号

向日市介護予防ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱 (平成29年告示第19号)の一部を次のように改正します。

令和6年3月28日

向日市長 安 田 守

行

(下線部分は改正部分)

改 正

(管理者)

(管理者)

第6条 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、 指定介護予防ヘルプサービス事業所ごとに専 らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、指定介護予防ヘルプ サービス事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定介護予防ヘルプサービス事業所の他の 職務に従事し、又は 所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条

2 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、利用 申込者又はその家族からの申出があつた場合 には、前項の規定による文書の交付に代えて、 第5項で定めるところにより、当該利用申込者 又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべ き重要事項を電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法で あつて次に掲げるもの(以下この条において 「電磁的方法」という。) により提供すること ができる。この場合において、当該指定介護予 防ヘルプサービス事業者は、当該文書を交付し たものとみなす。

(1)略 第6条 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、 指定介護予防ヘルプサービス事業所ごとに専 らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、指定介護予防ヘルプ サービス事業所の管理上支障がない場合は、当 該指定介護予防ヘルプサービス事業所の他の 職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

現

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、利用 申込者又はその家族からの申出があつた場合 には、前項の規定による文書の交付に代えて、 第5項で定めるところにより、当該利用申込者 又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべ き重要事項を電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法で あつて次に掲げるもの(以下この条において 「電磁的方法」という。) により提供すること ができる。この場合において、当該指定介護予 防ヘルプサービス事業者は、当該文書を交付し たものとみなす。

(1)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第41条の2第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

 $3\sim6$ 略

(掲示)

- 第30条 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、指定介護予防ヘルプサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防ヘルプサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、原則 として、重要事項をウェブサイトに掲載しなけ ればならない。

(記録の整備)

第38条 略

- 2 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、利用 者に対する指定介護予防ヘルプサービスの提 供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならな い。
 - (1) 略
 - (2) 第19条第2項<u>の規定による</u>提供した具 体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第40条第9号の規定による身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の

(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその</u> 他これらに準ずる方法により、一定の事項を 確実に記録しておくことができる物

,

もつて調製するファイルに前項に規定する 重要事項を記録したものを交付する方法

 $3\sim6$ 略

(掲示)

第30条 指定介護予防ヘルプサービス事業者 は、指定介護予防ヘルプサービス事業所の見や すい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の 勤務の体制その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項

を掲示

しなければならない。

2 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、<u>前項</u> <u>に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介 護予防ヘルプサービス事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えるこ とができる。

(記録の整備)

第38条 略

- 2 指定介護予防ヘルプサービス事業者は、利用 者に対する指定介護予防ヘルプサービスの提 供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならな い。
 - (1) 略
 - (2) 第19条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第23条<u>の規定による</u>市への通知に係る 記録
- (5) 第34条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容 等の記録
- (6) 第36条第2項<u>の規定による</u>事故の状況 及び事故に際して採つた処置についての記 録

(指定介護予防ヘルプサービスの具体的取扱 方針)

- 第40条 訪問介護員等の行う指定介護予防へルプサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - $(1) \sim (7)$ 略
 - (8) 指定介護予防ヘルプサービスの提供に当たつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。
 - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - (10) 略
 - (11) 略
 - (12) 略
 - (13) 略
 - (14) 第1号から<u>第12号</u>までの規定は、前号 に規定する介護予防ヘルプサービス計画の 変更について準用する。

(電磁的記録等)

第41条の2 指定介護予防ヘルプサービス事業者及び指定介護予防ヘルプサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面

- (3) 第23条<u>に規定する</u>市への通知に係る 記録
- (4) 第34条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容 等の記録
- (5) 第36条第2項<u>に規定する</u>事故の状況 及び事故に際して採つた処置についての記 録

(指定介護予防ヘルプサービスの具体的取扱 方針)

- 第40条 訪問介護員等の行う指定介護予防ヘルプサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - (1)~(7) 略

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 第1号から<u>第10号</u>までの規定は、前号 に規定する介護予防ヘルプサービス計画の 変更について準用する。

(電磁的記録等)

第41条の2 指定介護予防ヘルプサービス事業者及び指定介護予防ヘルプサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面

(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、
複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識
することができる情報が記載された紙その他
の有体物をいう。以下この条において同じ。)
で行うことが規定されている又は想定される
もの(第11条第1項及び次項に規定するもの
を除く。)については、書面に代えて、当該書
面に係る電磁的記録
により行うことができる。
2 略

(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
 - (重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この告示の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の向日市介護 予防ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱第30条第 3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防ヘルプサービス事業者は、 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは 「削除」とする。